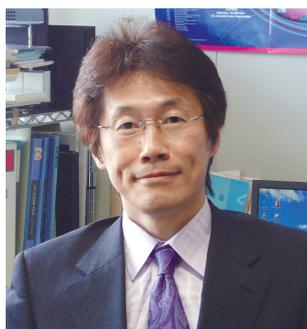


医学研究センター

知的財産管理運用部門

岡崎 康司

(部門長, ゲノム医学研究センター・ゲノム科学部門 教授)



知的財産管理運用部門は、医学研究センターの一組織として平成17年8月に創設されました。医学部の組織には今までなかったことに加え、当時は人材不足であったことから平成18年4月より岡崎が兼任で部門長を勤めさせて頂く事になりました。部門長就任の内示を頂いてから最優先に考えたことが特許庁委託事業である「知的財産統括アドバイザー派遣事業」を何としても採択させることでした。締切が4月10日と非常に少ない時間の中で、申請に関する情報収集と分析及び採択後の学内体制の整備に注力した結果、本学が採択されることとなり(20校申請中13校採択)、6月より小野寺徳郎アドバイザーに来ていただくことになりました。当初は右も左も分からない状況であったのですが、小野寺アドバイザーが赴任されると同時に、知的財産管理運用部門の目標や活動計画が定まり、部門員が一丸となって本

学の知財活動に取り組むことができました。

平成18年度は立ち上げの年ということもあり、知財ポリシーの策定及びそのポリシーを基にした内部規定の整備を主に手がけました。内部規定を整備するにあたり、特許委員会、医学研究センター運営会議で議論を重ね、「本学は発明がライセンスされた場合、日本の大学において研究者に最も還元率が高い大学を目指そう」という議論を経た結果、ライセンス料が年間5,000万円を超える条件では、発明人と基本学科への配分が合わせて80%にも及ぶという特徴を持たせることが出来ました(表1)。積極的に外部よりライセンス収入を得ることのインセンティブを与えようような規程が出来たものと思っております。

表1.

収入実績	200万円未満の部分	200～5,000万円未満の部分	5,000万円以上の部分
発明者	20%	40%	60%
基本学科*	40%	30%	20%
医学研究センター	20%	15%	10%
大学	20%	15%	10%

*保健医療学部においては「学科」

また昨年度は、内部規定の整備と並んで力を入れたことに知財の啓発活動があげられます。特に計6回開催させて頂いた学内セミナー(表2)は知財関係の領域で最も活躍されている方々ばかりを選びすぐって企画しました。おそらく知財関係で1校にこのような顔ぶれが揃ったのは本学が初めてなのではないかと自負しております。その努力が特許庁からも認められ、後述するようにアドバイザー派遣事業の延長が決定し、かつアドバイザーの常勤での派遣に結びついたと考えております。

表2.

演者名	所属	講演日	講演内容
隅藏 康一	政策研究大学院大学 助教授 (知的財産)	10月24日(火) 19:00～20:00	医療・バイオ業界における知財権
荒巻 慎哉	特許庁 総務部技術調査課 大学等支援室 室長	11月6日(月) 18:30～20:00	大学における知的財産管理の必要性について
松田 一敬	北海道ベンチャーキャピタル 株式会社 社長	11月27日(月) 18:30～19:30	投資家から見た医療・バイオ業界 ーバイオベンチャーを取り巻く環境ー
越智 豊	越智国際特許事務所 所長(弁理士) 北摂中央病院 院長	1月26日(金) 18:00～20:00	臨床現場における医療・バイオ特許 ー医師・弁理士の立場からー
佐々木 信夫	株式会社 特許戦略設計研究所 代表取締役(元 特許技監)	2月26日(月) 18:30～20:00	科学技術と特許
山本 貴史	株式会社 東京大学TLO 社長	3月1日(木) 18:30～19:30	東京大学TLOの技術移転方法

知財権の問題がこのようにクローズアップされるに至った背景には、日本の長年の経済不況の下、2004年に日本版バイドール法ともいべき産業活力再生特別措置法が制定され、公的資金を投入して得られた大学などの成果を各機関に帰属させ、それらを積極的に活用することにより産学連携を活性化させ、ひいては国際競争力のある知財を日本に根付かせ、最終的には経済の発展へ結びつけるという狙いがありました。このような動きをもとに知財の機関帰属を実現させる目的で大学の法人化という大きな改革が行われた訳です。

大学には研究成果である知的財産の帰属や取扱を明確にし、その管理や活用を戦略的に行うことが求められており、近年では公的資金を獲得する上でも大学にしっかりとした知財マネジメント態勢があることが大学のひとつの評価項目となっています。外部グラントを大学として戦略的に獲得する上でも、このような態勢を作り運営することは必須となりつつあります。

本年は知的財産の活用を推し進めるに当たり、「利益相反ポリシー」の策定に着手しております。上述のとおり、産学連携を進めることが大学の役割の一つになっておりますが、連携の結果、教員や大学職員が企業等の関係で有することになる利益や義務と、大学がその使命に基づき教員や大学職員に求める義務とが衝突する場合も生じるためです。

また、(1) 研究開発により発明を行い、(2) その発明で特許権を取得し、(3) その権利を活用して事業を行って収益を上げ、(4) この収益を用いて新たな研究開発を行う、といった「知的創造サイクル」(図1)の速やかな推進が望まれているため、本年より大学と産業界の技術の橋渡しを行っているリクルート社と共に技術移転に取り組むこととしました。

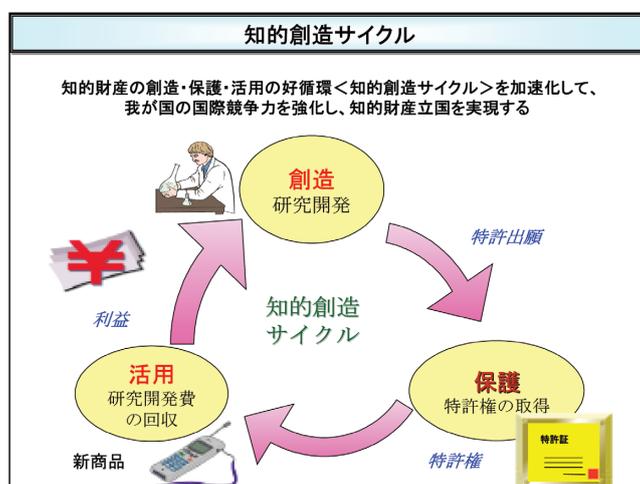


図1.

今後は、知的財産管理運用部門として、本学で生まれる発明を日本のみならず外国においても積極的に特許として権利化していきたいと考えております。しかし、外国で権利化をするためには、多額の資金が必要になってくるため、科学技術振興機構の海外特許取得のための出願費用支援制度に申請し外国での権利化を図っていく予定であります。

平成18年度末にアドバイザー派遣事業の成果を報告した結果、本学の研究シーズへの期待や知的財産に関する取組の姿勢を評価していただき、本年も引き続き派遣事業の延長が認められ、更には「常勤」として派遣していただける結果となりました。本年より、飯野顕先生に客員教授としてご活躍いただいております。本学の皆様には知的財産管理運用部門の活動内容にご理解をいただき、発明に関する素朴なご質問や実際の発明案件等がございましたらお気軽にお声をかけていただきたいと思いますと考えております。現在はゲノム医学研究センターの6Fに知的財産管理運用部門の部屋がありますが、ご相談があればこちらから皆様の下へうかがわせていただきます。

本年も知的財産管理運用部門を何卒宜しくお願い申し上げます。

構成員

岡崎 康司	部門長(兼)	飯野 顕	大学知的財産アドバイザー(客員教授)
須田 立雄	副部門長(兼)		
安河内 正文	副部門長		
津坂 憲政	部門員	長谷部 基夫	担当事務(兼)
菅原 哲雄	部門員	池田 美土里	担当事務(兼)